

**「指定代理請求特約および年金移行特約の改定」ならびに  
「遺言による年金受取人、後継年金受取人および生存給付金受取人の変更のお取扱い」のお知らせ**

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、年金等の代理請求や年金への移行、年金等の受取人の変更におけるお客さまの利便性向上等を目的として、約款・特約条項を改定し、「指定代理請求特約における手続き範囲・指定範囲の拡大」「年金移行特約の付加可能期間の拡大」および「遺言による年金受取人、後継年金受取人および生存給付金受取人の変更のお取扱い」を開始します。

この改定は、すでにご契約されたお客さまのご契約にも遡って適用いたしますので、ご契約者のみなさまにお知らせいたします。

これからも、当社が掲げる「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの視点に立った業務運営に一層推進してまいります。

**■改定する特約とその概要**

特約名称	特約の概要
指定代理請求特約	年金受取人が傷害または疾病等により、年金等を請求する意思表示ができない場合、契約者によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金を請求することができる特約。
年金移行特約	ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、年金支払に移行することができる特約。

**< お問い合わせ >**

ご不明な点は当社お客さまサービスセンターまでご連絡をお願いいたします。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル **0120-125-104**  
受付時間: 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

# 1. 指定代理請求特約における手続き範囲、指定範囲の拡大

指定代理請求特約条項の内容を変更し、手続き範囲、指定範囲を次のとおり拡大します。

## (1) 改定項目

### ① 指定代理請求人による手続き範囲の拡大

指定代理請求人が年金受取人にかわって請求することができる手続きの範囲を次のとおり拡大します。

改定後	改定前
①年金請求 ②年金原資の一括支払請求 ③年金の一括支払請求	①年金請求

### ② 指定代理請求人の指定範囲の拡大

指定できる指定代理請求人の範囲を次のとおり拡大します。

改定後	改定前
①年金受取人の配偶者 ②年金受取人の直系血族 ③年金受取人の3親等内の親族 ④年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている方 ⑤年金受取人の財産管理を行っている方 ⑥死亡保険金の受取人 ⑦その他④から⑥までに掲げる方と同等の特別な事情がある方として当社が認めた方  注)ただし、④～⑦の方については年金支払請求時に当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、年金受取人のために年金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方に限ります。	①年金受取人の配偶者 ②年金受取人の直系血族 ③年金受取人の3親等内の親族

### ③ その他

上記①②の特約条項の改定その他、年金受取人ご本人の口座に加えて、指定代理請求人名義の口座に年金お支払いする事務の取り扱いを開始します。

※「通貨選択型特別終身保険」の場合は、“年金”を“生存給付金”、“年金受取人”を“生存給付金受取人”、“年金支払請求”を“生存給付金支払請求”と読み替えます。なお、生存給付金の場合は、「年金原資の一括支払請求」「年金の一括支払請求」はありません。

## (2) 改定時期

2020年4月1日より改定後の特約条項を適用

## (3) 指定代理請求特約条項の新旧対比表

改定後	改定前
前略 第3条(指定代理請求人による年金の請求) 1. 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で指定代理請求人を指定してください。指定代理請求人は1名に限ります。 2. 年金受取人が、傷害または疾病により年金を請	前略 第3条(指定代理請求人による年金の請求) 1. 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で指定代理請求人を指定してください。指定代理請求人は1名に限ります。 2. 年金受取人が、傷害または疾病により年金を請

改定後	改定前								
<p>求する意思表示ができない状態またはこれと同等の会社が認める状態であるために年金を請求できないときは、指定代理請求人が、年金受取人の代理人として<u>年金、年金原資の一括支払または年金の一括支払を請求することができます。</u></p> <p>3. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを要します。</p> <p><u>(1)次の範囲内の者</u></p> <p>①年金受取人の配偶者 ②年金受取人の直系血族 ③年金受取人の3親等内の親族</p> <p><u>(2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、年金受取人のために年金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。</u></p> <p>①年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている者 ②年金受取人の財産管理を行っている者 ③死亡保険金の受取人 ④その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者</p> <p>4. 前2項により、指定代理請求人が年金を請求するときは、必要書類(別表1)およびその請求手続きに必要な書類を会社に提出してください。</p>	<p>求する意思表示ができない状態またはこれと同等の会社が認める状態であるために年金を請求できないときは、指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。</p> <p>3. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを要します。</p> <p><u>(1)年金受取人の配偶者</u> <u>(2)年金受取人の直系血族</u> <u>(3)年金受取人の3親等内の親族</u></p> <p>4. 前2項により、指定代理請求人が年金を請求するときは、必要書類(別表1)およびその請求手続きに必要な書類を会社に提出してください。</p>								
<p>中略</p>	<p>中略</p>								
<p>別表1 必要書類</p>	<p>別表1 必要書類</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="213 1451 389 1496">項目</th> <th data-bbox="389 1451 820 1496">提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="213 1496 389 2101">1. 指定代理請求人による請求(第3条)</td> <td data-bbox="389 1496 820 2101">           (1)会社所定の請求書            (2)保険証券            (3)年金受取人の成年後見登記されていないことの証明書            (4)年金受取人の住民票(確認の必要がある場合は、戸籍謄(抄)本)            (5)会社所定の様式による医師の診断書            (6)指定代理請求人の住民票(確認の必要がある場合は、戸籍謄(抄)本)            (7)指定代理請求人の印鑑証明書            (8)指定代理請求人が年金受取人と         </td> </tr> </tbody> </table>	項目	提出書類	1. 指定代理請求人による請求(第3条)	(1)会社所定の請求書 (2)保険証券 (3)年金受取人の成年後見登記されていないことの証明書 (4)年金受取人の住民票(確認の必要がある場合は、戸籍謄(抄)本) (5)会社所定の様式による医師の診断書 (6)指定代理請求人の住民票(確認の必要がある場合は、戸籍謄(抄)本) (7)指定代理請求人の印鑑証明書 (8)指定代理請求人が年金受取人と	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="877 1451 1053 1496">項目</th> <th data-bbox="1053 1451 1484 1496">提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="877 1496 1053 2101">1. 指定代理請求人による請求(第3条)</td> <td data-bbox="1053 1496 1484 2101">           (1)会社所定の請求書            (2)保険証券            (3)年金受取人の成年後見登記されていないことの証明書            (4)年金受取人の住民票(確認の必要がある場合は、戸籍謄(抄)本)            (5)会社所定の様式による医師の診断書            (6)指定代理請求人の住民票(確認の必要がある場合は、戸籍謄(抄)本)            (7)指定代理請求人の印鑑証明書         </td> </tr> </tbody> </table>	項目	提出書類	1. 指定代理請求人による請求(第3条)	(1)会社所定の請求書 (2)保険証券 (3)年金受取人の成年後見登記されていないことの証明書 (4)年金受取人の住民票(確認の必要がある場合は、戸籍謄(抄)本) (5)会社所定の様式による医師の診断書 (6)指定代理請求人の住民票(確認の必要がある場合は、戸籍謄(抄)本) (7)指定代理請求人の印鑑証明書
項目	提出書類								
1. 指定代理請求人による請求(第3条)	(1)会社所定の請求書 (2)保険証券 (3)年金受取人の成年後見登記されていないことの証明書 (4)年金受取人の住民票(確認の必要がある場合は、戸籍謄(抄)本) (5)会社所定の様式による医師の診断書 (6)指定代理請求人の住民票(確認の必要がある場合は、戸籍謄(抄)本) (7)指定代理請求人の印鑑証明書 (8)指定代理請求人が年金受取人と								
項目	提出書類								
1. 指定代理請求人による請求(第3条)	(1)会社所定の請求書 (2)保険証券 (3)年金受取人の成年後見登記されていないことの証明書 (4)年金受取人の住民票(確認の必要がある場合は、戸籍謄(抄)本) (5)会社所定の様式による医師の診断書 (6)指定代理請求人の住民票(確認の必要がある場合は、戸籍謄(抄)本) (7)指定代理請求人の印鑑証明書								

改定後		改定前	
	<p>生計を一にしているときは、年金受取人もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し</p> <p>(9)指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の財産管理を行っているときは、その契約書の写し</p>		
2. 指定代理請求人の変更(第6条)	<p>(1)会社所定の請求書</p> <p>(2)保険証券</p> <p>(3)保険契約者の印鑑証明書</p>	2. 指定代理請求人の変更(第6条)	<p>(1)会社所定の請求書</p> <p>(2)保険証券</p> <p>(3)保険契約者の印鑑証明書</p>
<p>注)会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p> <p>以下略</p>		<p>注)会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。</p> <p>以下略</p>	

※指定代理請求特約が新設される前(申込日が2014年5月より前)のご契約にも、本特約を付加いただくことができます。この場合を含め、2020年4月1日以降は、改定後の特約条項が適用されます。指定代理請求特約条項の全文は当リンク先よりご確認ください。

リンク:[指定代理請求特約条項](#)

## 2. 年金移行特約の付加可能期間の拡大

年金移行特約条項の内容を変更し、付加可能期間を次のとおり拡大します。

### (1)改定項目

次のとおり契約日から起算して1年経過以降から年金移行特約の付加を可能とします。

改定後	改定前
年金移行特約の付加は、契約日から起算して1年経過以降可能	年金移行特約の付加は、契約日から起算して3年経過以降可能

### (2)改定時期

2020年4月1日より改定後の特約条項を適用

### (3)年金移行特約条項の新旧対比表

#### ①年金移行特約条項

改定後	改定前
<p>第1条(特約の付加)</p> <p>1. この特約は主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部を年金支払に移行する旨の保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および会社の承諾を得ることを要します。</p> <p>2. この特約の付加日は、会社が必要書類を受け付けた日の翌日とします。</p>	<p>第1条(特約の付加)</p> <p>1. この特約は主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部を年金支払に移行する旨の保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および会社の承諾を得ることを要します。</p> <p>2. この特約の付加日は、会社が必要書類を受け付けた日の翌日とします。</p>

<p>3. 第1項の規定にかかわらず、次の場合はこの特約を付加することはできません。</p> <p>(1)第3条に規定する年金額が10万円に満たないとき</p> <p>(2)主契約の契約日から起算して1年を経過していないとき</p> <p>(3)この特約の付加日における被保険者の年齢が会社の定める取扱範囲外であるとき</p> <p>(4)主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に規定する特別取扱期間中</p> <p>以下略</p>	<p>3. 第1項の規定にかかわらず、次の場合はこの特約を付加することはできません。</p> <p>(1)第3条に規定する年金額が10万円に満たないとき</p> <p>(2)主契約の契約日から起算して3年を経過していないとき</p> <p>(3)この特約の付加日における被保険者の年齢が会社の定める取扱範囲外であるとき</p> <p>(4)主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に規定する特別取扱期間中</p> <p>以下略</p>
--	--

②年金移行特約条項(定額保険用)

改定後	改定前
<p>第1条(特約の付加)</p> <p>1. この特約は主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部を年金支払に移行する旨の保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および会社の承諾を得ることを要します。</p> <p>2. この特約の付加日は、会社が必要書類を受け付けた日の翌日とします。</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、次の場合はこの特約を付加することはできません。</p> <p>(1)年金額が会社の定める金額に満たないとき</p> <p>(2)主契約の契約日から起算して1年を経過していないとき</p> <p>(3)この特約の付加日における被保険者の年齢が会社の定める取扱範囲外であるとき</p> <p>以下略</p>	<p>第1条(特約の付加)</p> <p>1. この特約は主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部を年金支払に移行する旨の保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および会社の承諾を得ることを要します。</p> <p>2. この特約の付加日は、会社が必要書類を受け付けた日の翌日とします。</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、次の場合はこの特約を付加することはできません。</p> <p>(1)年金額が会社の定める金額に満たないとき</p> <p>(2)主契約の契約日から起算して3年を経過していないとき</p> <p>(3)この特約の付加日における被保険者の年齢が会社の定める取扱範囲外であるとき</p> <p>以下略</p>

3. 遺言による年金受取人、後継年金受取人および生存給付金受取人の変更

次の約款・特約条項の内容を変更し、遺言による年金受取人、後継年金受取人および生存給付金受取人の変更を次のとおり可能とします。

(1)改定項目

遺言による年金受取人、後継年金受取人および生存給付金受取人の変更を可能とします。

(2)改定時期

遺言の効力の発生日(死亡日)が2020年4月1日以降の事案に改定後の約款・特約条項を適用

(3)対象約款、特約条項

①普通保険約款

- ・変額個人年金保険(災害死亡 10%型)、
- ・変額個人年金保険(災害死亡 50%型)、
- ・変額個人年金保険(災害死亡 10%・解約控除免除型)、

- ・変額個人年金保険(災害死亡 20%・介護保障型)、
- ・変額個人年金保険(災害死亡 30%型)、
- ・新変額個人年金保険、
- ・通貨選択型個人年金保険、
- ・変額個人年金保険(2005)、
- ・変額個人年金保険(08)、
- ・目標達成型変額個人年金保険(08)、
- ・変額個人年金保険(10)、
- ・通貨選択型定額個人年金保険、
- ・通貨選択型定額部分付変額個人年金保険、
- ・通貨選択生存保障重視型個人年金保険、
- ・生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型)、
- ・通貨選択型特別終身保険

②特約条項

- ・年金移行特約条項
- ・年金移行特約条項(定額保険用)
- ・介護年金移行特約条項

(4)対象約款、特約条項の新旧対比表

①次の普通保険約款

変額個人年金保険(災害死亡 10%型)、変額個人年金保険(災害死亡 50%型)、変額個人年金保険(災害死亡 10%・解約控除免除型)、変額個人年金保険(災害死亡 20%・介護保障型)、変額個人年金保険(災害死亡 30%型)、新変額個人年金保険、通貨選択型個人年金保険、変額個人年金保険(2005)、変額個人年金保険(08)、目標達成型変額個人年金保険(08)、変額個人年金保険(10)、通貨選択型定額個人年金保険、通貨選択型定額部分付変額個人年金保険、通貨選択生存保障重視型個人年金保険、生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型)

改定後	改定前
<p>前略</p> <p>第〇条(遺言による年金受取人および後継年金受取人の変更)</p> <p><u>1. 第△条に定めるほか、保険契約者(その承継者を含みます。以下、本条において同様とします。)</u> <u>は、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で年金受取人および後継年金受取人を変更することができます。</u></p> <p><u>2. 前項の年金受取人および後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</u></p> <p><u>3. 前2項による年金受取人および後継年金受取人の変更は、第1項に規定する遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</u></p> <p><u>4. 前項の通知をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。この場合、会社は、保険</u></p>	<p>前略</p> <p>第〇条(遺言による年金受取人および後継年金受取人の変更)</p> <p><u>遺言により、年金受取人および後継年金受取人を変更することはできません。</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>証券に表示します。</u></p> <p>中略</p> <p>別表1 必要書類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">●.年金受取人および後継年金受取人の変更(第△条、第○条)</td> <td style="width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会社所定の通知書</li> <li>(2)保険証券</li> <li>(3)保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(4)旧年金受取人の戸籍抄本</li> <li>(5)年金受取人代表者選任届</li> <li>(6)相続人の印鑑証明書</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>以下略</p>	●.年金受取人および後継年金受取人の変更(第△条、第○条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会社所定の通知書</li> <li>(2)保険証券</li> <li>(3)保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(4)旧年金受取人の戸籍抄本</li> <li>(5)年金受取人代表者選任届</li> <li>(6)相続人の印鑑証明書</li> </ul>	<p>中略</p> <p>別表1 必要書類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">●.年金受取人および後継年金受取人の変更(第△条)</td> <td style="width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会社所定の通知書</li> <li>(2)保険証券</li> <li>(3)保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(4)旧年金受取人の戸籍抄本</li> <li>(5)年金受取人代表者選任届</li> <li>(6)相続人の印鑑証明書</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>以下略</p>	●.年金受取人および後継年金受取人の変更(第△条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会社所定の通知書</li> <li>(2)保険証券</li> <li>(3)保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(4)旧年金受取人の戸籍抄本</li> <li>(5)年金受取人代表者選任届</li> <li>(6)相続人の印鑑証明書</li> </ul>
●.年金受取人および後継年金受取人の変更(第△条、第○条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会社所定の通知書</li> <li>(2)保険証券</li> <li>(3)保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(4)旧年金受取人の戸籍抄本</li> <li>(5)年金受取人代表者選任届</li> <li>(6)相続人の印鑑証明書</li> </ul>				
●.年金受取人および後継年金受取人の変更(第△条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会社所定の通知書</li> <li>(2)保険証券</li> <li>(3)保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(4)旧年金受取人の戸籍抄本</li> <li>(5)年金受取人代表者選任届</li> <li>(6)相続人の印鑑証明書</li> </ul>				

(注)該当する条数等は各普通保険約款により異なるため、○、△、●と表記しています。

②通貨選択型特別終身保険 普通保険約款

改定後	改定前				
<p>前略</p> <p>第 16 条(遺言による生存給付金受取人の変更)</p> <p>1. <u>第 14 条に定めるほか、保険契約者(その承継者を含みます。以下、本条において同様とします。)</u>は、<u>法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で生存給付金受取人を変更することができます。</u></p> <p>2. <u>前項による生存給付金受取人の変更は、前項に規定する遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</u></p> <p>3. <u>前項の通知をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。</u></p> <p>中略</p> <p>別表1 必要書類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">5. 生存給付金受取人の変更(第 14 条、第 16 条)</td> <td style="width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会社所定の通知書</li> <li>(2)保険証券</li> <li>(3)保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(4)旧生存給付金受取人の戸籍抄本</li> <li>(5)生存給付金受取人代表者選任届</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>以下略</p>	5. 生存給付金受取人の変更(第 14 条、第 16 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会社所定の通知書</li> <li>(2)保険証券</li> <li>(3)保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(4)旧生存給付金受取人の戸籍抄本</li> <li>(5)生存給付金受取人代表者選任届</li> </ul>	<p>前略</p> <p>第 16 条(遺言による生存給付金受取人の変更)</p> <p style="text-align: center;">遺言により、生存給付金受取人を変更することはできません。</p> <p>中略</p> <p>別表1 必要書類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">5. 生存給付金受取人の変更(第 14 条)</td> <td style="width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会社所定の通知書</li> <li>(2)保険証券</li> <li>(3)保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(4)旧生存給付金受取人の戸籍抄本</li> <li>(5)生存給付金受取人代表者選任届</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>以下略</p>	5. 生存給付金受取人の変更(第 14 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会社所定の通知書</li> <li>(2)保険証券</li> <li>(3)保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(4)旧生存給付金受取人の戸籍抄本</li> <li>(5)生存給付金受取人代表者選任届</li> </ul>
5. 生存給付金受取人の変更(第 14 条、第 16 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会社所定の通知書</li> <li>(2)保険証券</li> <li>(3)保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(4)旧生存給付金受取人の戸籍抄本</li> <li>(5)生存給付金受取人代表者選任届</li> </ul>				
5. 生存給付金受取人の変更(第 14 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)会社所定の通知書</li> <li>(2)保険証券</li> <li>(3)保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(4)旧生存給付金受取人の戸籍抄本</li> <li>(5)生存給付金受取人代表者選任届</li> </ul>				

③年金移行特約条項

改定後	改定前
<p>前略</p> <p>第 11 条(年金受取人および後継年金受取人の変更)</p> <p>1. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。</p>	<p>前略</p> <p>第 11 条(年金受取人および後継年金受取人の変更)</p> <p>1. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。た</p>

<p>ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限り ます。</p> <p>2. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社の 定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更する ことができます。このとき、年金受取人は、会社 に対して通知することを要します。</p> <p>3. 前2項の通知をするときは、必要書類(別紙1)を 会社に提出してください。この場合、会社は、保険 証券に表示します。</p> <p>4. 第1項または第2項の通知が会社に到達する前 に変更前の受取人に年金または一時金を支払っ たときは、その支払い後に変更後の受取人から 年金または一時金の請求を受けても、会社はこ れを支払いません。</p> <p>5. <u>年金受取人は、法律上有効な遺言により、会社 の定める取扱範囲内で年金受取人および後継年 金受取人を変更することができます。</u></p> <p>6. <u>前項の年金受取人および後継年金受取人の変 更は、被保険者の同意がなければ、その効力を 生じません。</u></p> <p>7. <u>前2項による年金受取人および後継年金受取人 の変更は、第5項に規定する遺言が効力を生じた 後、年金受取人の相続人が会社に通知しなけれ ば、これを会社に対抗することができません。</u></p> <p>8. <u>前項の通知をするときは、必要書類(別表1)を 会社に提出してください。この場合、会社は、保険 証券に表示します。</u></p> <p>以下略</p>	<p>ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限りま す。</p> <p>2. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社の 定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更する ことができます。このとき、年金受取人は、会社 に対して通知することを要します。</p> <p>3. 前2項の通知をするときは、必要書類(別紙1)を 会社に提出してください。この場合、会社は、保険 証券に表示します。</p> <p>4. 第1項または第2項の通知が会社に到達する前 に変更前の受取人に年金または一時金を支払っ たときは、その支払い後に変更後の受取人から 年金または一時金の請求を受けても、会社はこ れを支払いません。</p> <p>5. <u>遺言により、年金受取人および後継年金受取人 を変更することはできません。</u></p> <p>以下略</p>
---	---

④年金移行特約条項(定額保険用)

改定後	改定前
<p>前略</p> <p>第10条(年金受取人および後継年金受取人の変更)</p> <p>1. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、年金受 取人を変更することができます。このとき、年金受 取人は、会社に対して通知することを要します。 ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限り ます。</p> <p>2. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社の 定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更する ことができます。このとき、年金受取人は、会社 に対して通知することを要します。</p> <p>3. 前2項の通知をするときは、必要書類(別紙1)を</p>	<p>前略</p> <p>第10条(年金受取人および後継年金受取人の変更)</p> <p>1. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、年金受 取人を変更することができます。このとき、年金受 取人は、会社に対して通知することを要します。た だし、変更後の年金受取人は被保険者に限りま す。</p> <p>2. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社の 定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更する ことができます。このとき、年金受取人は、会社 に対して通知することを要します。</p> <p>3. 前2項の通知をするときは、必要書類(別紙1)を</p>



<p>会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。</p> <p>4. 第1項または第2項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に年金または一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>5. <u>年金受取人は、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で年金受取人および後継年金受取人を変更することができます。</u></p> <p>6. <u>前項の年金受取人および後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</u></p> <p>7. <u>前2項による年金受取人および後継年金受取人の変更は、第5項に規定する遺言が効力を生じた後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</u></p> <p>8. <u>前項の通知をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。</u></p> <p>以下略</p>	<p>会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。</p> <p>4. 第1項または第2項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に年金または一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>5. <u>遺言により、年金受取人および後継年金受取人を変更することはできません。</u></p> <p>以下略</p>
---	---

⑤介護年金移行特約条項

改定後	改定前
<p>前略</p> <p>第11条(年金受取人および後継年金受取人の変更)</p> <p>1. 年金受取人は、年金支払開始日以後、年金受取人を被保険者に変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。</p> <p>2. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。</p> <p>3. 前2項の通知をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。この場合、会社は、年金証書に表示します。</p> <p>4. 第1項または第2項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に介護年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から介護年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>5. 年金受取人は、法律上有効な遺言により、会社</p>	<p>前略</p> <p>第11条(年金受取人および後継年金受取人の変更)</p> <p>1. 年金受取人は、年金支払開始日以後、年金受取人を被保険者に変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。</p> <p>2. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。</p> <p>3. 前2項の通知をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。この場合、会社は、年金証書に表示します。</p> <p>4. 第1項または第2項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に介護年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から介護年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。</p> <p>5. 遺言により、年金受取人および後継年金受取人</p>

<p><u>の定める取扱範囲内で年金受取人および後継年金受取人を変更することができます。</u></p> <p><u>6. 前項の年金受取人および後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。</u></p> <p><u>7. 前2項による年金受取人および後継年金受取人の変更は、第5項に規定する遺言が効力を生じた後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。</u></p> <p><u>8. 前項の通知をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。</u></p> <p>以下略</p>	<p><u>を変更することはできません。</u></p> <p>以下略</p>
---	---

以上